主 プ

原判決を破棄する。

被告人A株式会社を罰金三〇〇万円に被告人B、同Cを各懲役六月にそれぞれ処する。

被告人B、同Cに対しこの裁判確定の日から一年間それぞれその刑の執行を猶予する。

被告人A株式会社および同Bから金八、八八六万一、八八六円を、被告人A株式会社および同Cから金六、七二五万二、〇三一円をそれぞれ追徴する。 原審における訴訟費用中、証人D、同日に各支給した分は被告人A株式

原審における訴訟費用中、証人D、同Eに各支給した分は被告人A株式会社および同Bの、証人F、同Gに各支給した分は被告人A株式会社および同Cのそれぞれ連帯負担とする。

理 由

本件各控訴の趣意は、弁護人上田誠吉、同橋本敦、同山田一夫、同細見茂連名の 控訴趣意書および同補充書、大阪高等検察庁検察官検事杉島貞次郎が提出した大阪 地方検察庁検察官検事稲田克巳作成の控訴趣意書各記載のとおりであり、弁護人の 控訴趣意に対する答弁は、検察官検事辻本俊彦作成の答弁書、検察官の控訴趣意に 対する答弁は、右弁護人四名連名の答弁書各記載のとおりであるから、これらを引 用する。

弁護人の控訴趣意第一(公訴棄却の主張)について

論旨は、要するに(1)関税法所定の犯則事件は同法一三八条一項本文の通告処分を原則とするところ、同項但書一号はその例外的事由として「情状が懲役のとの必ずできものであるとき」と定めているものの、その要件自体が不明確な内容とつているうえ、事後の手続過程で検察官または裁判所が罰金刑相当と判断した場合においても、当該犯則者は刑事被告人という不利益な立場を強制されてとと合い、その事件処理につき不当・不合理な結果をまねくこととるのような例外規定は「法律の適正な手続」を欠如して憲法三一条に違反するから、同規定に基づく税関長の本件告発手続は無効である。(2)また、右告発表には「情状が懲役の刑に処すべき場合」に該らない本件事案につき不当に告発を限になされたものであるである。いずれにしても、本件各公訴訟条件を欠如し不適去であるから棄却を免れないというのである。

そこで、考えるに、関税法所定の犯則事件につき同法一三八条一項但書により税 関長に直告発の権限を付与し、その告発を訴訟条件とした趣旨・目的は、すでに通 告処分を履行した犯則者に対し重ねて公訴を提起して刑事上の制裁を科することが ないようにするためであり、右但書一号の「懲役刑相当」の要件を審査するについ て所論のように具体的基準が明規されていないからといつて特にその解釈・運用に 支障かあるものとは解しがたく、税関長のなした「懲役刑相当」の判断は、その後の事件処理にあたる検察官および裁判所を拘束するものではなく、前記告発を訴訟 条件とする刑事訴訟手続は司法官憲の独自の権限に基づき進められ、その告発の効 力を含めてすべてが厳正な司法審査の対象となるものであり、所論のように税関長 の判断が裁判に不当な影響を与える虞れはなく、また仮に、司法審査を経由した裁判所が罰金刑相当の終局的判断を示した場合においても、各告発が遡つて不適法と なるものではない(昭和三四年五月八日最高裁判所第二小法廷判決・集一三巻五号 六五七頁参照)。従つて、本件告発手続についての前記例外規定か憲法三一条の適正手続の保障に違背するものとは到底考えられないから、(1)の論旨は理由がない。さらに、記録を調査し前記告発手続の当否につき按ずるに、本件は原判示の各 輸入貨物につき保護貿易主義の一環として課税価格の上昇に伴い関税率が低くなる 恩恵が与えられていたことを奇貨として虚偽の高額運賃を計上して課税価格(輸入 貨物の価格、運賃、保険料を合算したCIF価格)を過大申告した脱税事犯であ その犯則の手口・態様は巧妙かつ計画的なものでありその逋脱関税額も決して 少ないものといえないのみならず、犯行後被告人らにおいて帳簿の操作などによる罪証隠滅工作に及んだこどなと諸般の情状に鑑み、税関長が懲役刑に処すべきものと認めたことをもつて不当とは断じがたく、その他原審公判審理の経過・内容に徴しても所論のように本件告発手続が権限を濫用してなされたものとは到底認められ ないから、(2)の論旨もまた理由がない。

弁護人の控訴趣意第二(事実誤認の主張その一)について

論旨は、要するに、被告人らの無罪を主張し、原判決は、被告人Bについて原判 決末尾添付の別表(以下単に別表という)(一)記載のIの各輸入に関し、被告人 Cについて別表(二)記載のIの各輸入に関しそれぞれ被告人A株式会社(以下単 に被告会社という)の業務として「詐偽の行為により」関税を逋脱した所為を認定しているが、被告人Bが関与したとされる別表(一)の「詐偽の行為」はEが、被告人Cが関与したとされる別表(二)の「詐偽の行為」はHがそれぞれ被告人ら不知の間に単独で行つたものであり、被告人両名は単にその事後処理の実務を情を知らないで担当したに過ぎず、右のような「詐偽の行為」には現実に関与していない。しかるに、これに関与したとして被告人らを有罪とした原判決には事実の誤認があり、判決に影響を及ぼすことが明らかであるから破棄を免れないというのである。

る。 しかしながら、原判決挙示の関係各証拠(但し、原判示「証拠の標目」一二行目 の第八ないし第九回各公判調書中の証人Dの供述部分とあるのは、第九、第一〇回 各公判調書中の証人Dの供述部分の、同五九行目のかつこ内の前回号の26とある のは、前回号の25のそれぞれ誤記と認めるから訂正する)を総合すると、被告会 社は、貿易業を営み、原判示各犯行当時、本店事務所を東京都千代田区a町b丁目 c番地に、I支店の事務所を大阪市d区e町f丁目g番地にそれぞれ置いていたものであるが、被告人Bは右本店の従業員として、被告人Cは右I支店従業員として各輸入業務を担当していたところ、いずれも被告会社の業務について、原判示の輸 入貨物(鉛インゴツトおよびその含有量が全重量の九八パーセントをこえる亜鉛イ ンゴツト)の課税価格(CIF価格)を虚偽の運賃を加算することにより過大に申 告して現実の課税価格との差額関税を免れようと企図し、被告人Bは、原判示別表 (一) の番号 1 ないし 5 のとおり、北朝鮮からの同表掲記の各輸入貨物につき実運 賃はJ株式会社との間でいずれも一ロングトン当り五ドルの約定であったのに、同 社をして同番号1ないし3については一ロングトン当り一五ドル、同番号4および 5について一ロングトン当り一三ドルである旨虚偽の運賃請求書を作成させたう え、原判示第一の各輸入申告に際し情を知らない税関貨物取扱人(係員)を通じて 虚偽の右運賃請求書を他の関係書類と共に提出して課税価格を過大に申告し、詐偽 の行為により差額関税 (後掲通常運賃 (別表番号 1 ないし3 についてはーメトリツ クトン当り九・八〇ドル、同番号4および5についてはーメトリツクトン当り八・ 八〇ドル)により計算した課税価格による関税額との差額)を免れたこと、また。 被告人Cは、原判示別表(二)の番号 1 ないし6のとおり北朝鮮からの同表掲記の各輸入貨物につき実運賃はK株式会社との間ではいずれも一メトリツクトン当り六ジル五〇セントの約定であつたのに一ロングトン当り一三ドルである旨虚偽の運賃請求書を作成させたうえ、原判示第三の各輸入申告に際に情を知らない税関貨物取 扱人(係員)を通じて虚偽の右運賃請求書を他の関係書類と共に提出して課税価格 を過大に申告し、詐偽の行為により差額関税(後掲通常運賃ーメトリツクトン当り 八・八〇ドルにより計算した課税価格による関税額との差額)を免れたことがそれ ぞれ認められる。なるほど原審第九、一〇回各公判調書中、証人Dの供述部分によ ると、原判示第一の各犯行前に、拓洋舶船株式会社の取締役である右口と別表 (一)の各輸入貨物についての実運賃と虚偽の申告運賃の金額や後日返金による過 払運賃の決済方法を取決めるなどの事前の準備交渉をしたのは、当時本店一課(輸入課)の課長であつたEであることが認められるけれども、前掲各証拠、特に、原 審証人Dの前掲各供述部分、原審第三四回公判調書中の証人Eの供述部分による と、被告人Bはその当時右Eの部下として本店一課に所属し、同人と共に同室内で 輸入事務に従事し、同人と右Dとの本件運賃についての交渉経過および内容を同じ 部屋で執務し居合わせて直接あるいは間接に聞知し、本件二重運賃契約の存在およ びその差額運賃の決済方法などを十分に知悉していたのみならず、右Eが退職した昭和四一年一月一七、八日ころ以降、本件各輸入申告手続に関する職務を引き継い で自らこれに直接関与するとともに右Dに対し従来の虚偽の申告運賃額一ロングト ン当り一五ドルを、大阪税関分については一ロングトン当り一三ドルに改訂されたい旨申し込んでこれを取決めたり、虚偽の申告運賃と実運賃との差額金につき払戻 請求をしてこれを受領するなど本件各輸入に関する全般の事務を担当したことがそ れぞれ認められ、これらの事実関係に徴すると、被告人Bは、被告会社の業務について前掲各犯行に及んだものであり、原判示第一(別表一)の輸入貨物の関税を逋脱した罪責を免れがたいものといわねばならない。さらに、原判決の挙示する原判示第二の各事実の関係各証拠、特に原書第一一、一二回各公判調書中の証人を思想。 述部分、同第一六、二一回各公判調書中の証人Gの供述部分、同第三三回公判調書 中の証人日の供述部分を総合すると、被告人Cは、被告会社Ⅰ支店における輸入担 当の上司であるHの病気休暇によりその事務を引き継ぎ、本件各輸入申告前である 昭和四一年一月下旬ころK株式会社大阪駐在員のFに対し、北朝鮮からの各輸入貨

物(前記鉛、亜鉛の各インゴツト)をL港からM港まで運送して貰いたい旨依頼 し、自ら直接運賃交渉を重ねた結果、一メトリックトン当り六ドル五〇セントで妥 結し、当該実運賃の請求書のほか、これを上廻る

一ロングトン当り

ーミドルの運賃 請求書を二重に作成させ、これを利用し、被告会社の業務として原判示第二の各犯行に及んだものであることが認められ、この点に関し同被告人もまた罪責を免れが たいものといわねばならない。以上の各認定事実を左右するに足る的確な証拠は見 当らないから、所論指摘の諸点につき、原判決には事実の誤認はない。論旨は理由 がない。

弁護人の控訴趣意第三(事実誤認その二および法令の解釈・適用の誤りの各主 張)について

論旨は、要するに、原判示第一の各所為は、前記Eが被告会社を陥れるために行 つた疑いが濃厚であり、会社の業務として従業員が行つたものではない。よつて、 被告会社の罪責を認めた原判決には判決に影響を及ぼすことの明らかな事実誤認お よび法令の解釈・適用の誤りがあるというのである。

しかしながら、原判示第一の各犯行の行為主体は所論のようにEではなく、被告 人Bであることおよび同人が被告会社の業務として右各犯行に及んだものであるこ とは前認定のとおりであるから、Eが行為者であるとの前提にたつ所論は採用する に由がなく、原判決挙示の関係各証拠を総合検討してみても殆んど時期を同じく し、相前後して被告会社の本店のみならず I 支店において同一手口により反復累行 された本件各逋脱事犯が、当該犯行に至る経過・態様および内容に照らしても、E により所論のように単独で仕組まれ、他の従業員は全く情を知らずに機械的に利用されたに過ぎないものとは到底認めがたいから、論旨もまた理由がない。 弁護人の控訴趣意第四(事実誤認その三および法令の解釈・適用の誤りの各主

張)について

論旨は、要するに、原判決が認定した別表(一)および(二)のⅢ掲記の課税価 格は、これを構成する「通常卸売価格」および「通常運賃」を過少に評価し算出し た不当なものであり、この点についての事実誤認は、昭和四二年法律第一一号関税 定率法等一部を改正する法律附則八条による改正前の関税定率法(以下単に改正前 の関税定率法という)四条一項ないし三項の解釈・適用を誤つたことに基因すると いうのである。

よつて、記録を調査して検討するのに、原判決挙示の関係各証拠および当審証人 N同Oの各供述を総合すると、原判決が「弁護人の主張に対する判断」の二の1な いし3において詳細な説示を加え、「通常卸売価格」を改正前の関税定率法四条二 項による本件各仕入書記載の価格(FOB(輸入港における本船甲板渡し)価格) とし、「通常運賃」を同法四条三項によりその輸入実績に基づき決定した運賃単価 (M港着のものは一メトリックトン当りハ・ハ〇ドル、P港着のものは同九・八〇 ドル)とし所定の保険料を加算して課税価格を算出した認定は相当でありこれを是認することができる。すなわち、(1)通常卸売価格について、なるほど改正前の関税定率法四条一項には「当該貨物の輸出の際にその輸出国において当該貨物又は 同種の貨物が通常の卸取引の量および方法によつて販売される価格」と規定され、 その課税価格を構成する輸入貨物の価格はその輸出国における卸取引価格を基準と して定められるものと解されるところ、北朝鮮の経済構造や卸取引の実情は明らかでなく、これを正確に把握することは甚だ困難であり、本件各仕入書記載のFOB価格が北朝鮮で適正に形成された卸取引価格であるかどうかについての明確な基準・照合資料に乏しいことはこれを否定しがたいけれども、このことから直ちに、改正前の関税定率法四条二項所定の仕入書などに記載されたFOB価格により課税を表表するとなった。 価格を計算できない事由があるものと断定するのは相当でなく、右FOB価格が輸 出国である北朝鮮における卸取引価格に相当するものであるかどうかは、同価格が 決定された具体的経過・内容を勘案して判断すべきものと解され、原判示認定のF OB価格が同判示のように本件各貨物の売手と買手との間における自主的かつ自由 な輸出入の商談により決定された卸値であり、その価格形成に際し、特別ないし異常な事情が介在していた形跡がなかつたことなどの諸事情を考慮すると、本件各輸 入取引による価格は通常卸売価格の一例を示すものと評価することが十分に可能で あり、本件各貨物の通常卸売価格を同法四条二項に基づき本件各仕入書記載の前記 FOB価格により決定した原認定は正当である。(2)通常運賃について、本件各 貨物の輸入申告に際し仕入書などの書類とともに提出された運賃計算書記載の運賃 額(別表(一)および(二)の各Ⅱに掲げる運賃単価)は実運賃を大幅に上廻る虚 偽のものであることは前認定のとおりであり、同法四条二項所定の仕入書その他の

書類により通常の運賃額を計算できない場合に該るから、同法四条三項所定の方法 すなわち最近の輸入実績に依拠して通常運賃を決定するほかはない。しかして右最 近の輸入実績とは、特段の事情のない限り本件貨物の各輸入申告時に最も近い日に 輸入港に到着した同種又は類似の貨物の輸入実績を指称するものと解されるとこ ろ、原判決がその挙示する関係各証拠により別表(三)の一五例を認定しそのう 輸入実績と評価するのを相当と認めた電気鉛関係の別表(三)番号1ないし 3、7、8の五例および電気亜鉛関係の同表番号 1、2、4、6の四例は、いずれも本件貨物の各輸入申告時を基準とすれば、必ずしも右条項所定の最も近い取引例のみを列挙したものではないけれども、いずれも右各申告時に比較的近接した時期に輸入港に到着した同種または類似の貨物についての輸入例として最近の輸入実績に に準ずるものであるうえ、わが国と北朝鮮間の政治関係が不安定なため両国間にお ける貿易の頻度も極度に少く、両地域間の運賃表(タリフ)も存在しないところか ら最近の輸入実績による運賃額が妥当なものかどうかを決定する照合資料に乏しい という特殊な各事情を考慮すれば、前記九例の輸入実績中、約四四パーセントを占 め、しかもその取引のいずれもが比較的最近の事例である電気亜鉛関係の四例(番 号1、2、4、6)に共通する運賃単価一メトリツクトン当り八・八〇ドルをおお むね最近における安定した輸入実績とみることもあながち不合理なものとは断じが たく、これらの輸入実績を基礎とし、そのうちP港着のものについて原判示のよう にードル増の調整を加え原審における弁護人の主張の一部を認容し、前掲二種の通 常運賃を決めた原認定はいずれも正当である。(検察官は、当審において原判示の通常運賃額を争つていない。)所論は、もともと通常運賃は、独立・対等の取引主体が様々な条件のもとで自由な競争過程を経て形成される取引価格であり、これら が平均化されて通常のものとみなされるる程度に標準化されるためには原判示の三ケ月は余りにも短か過ぎてその時期の特有な条件による偶然性を排除できないか ら、通常最低一ケ年の期間内における取引例を参考とすべきであり、原判決の三ケ 月という期間設定はきわめて恣意的で合理的根拠に乏しい旨主張するけれども、前 記北朝鮮貿易における特殊な事情および所論の見解を考慮に容れて検討しても、 ケ年もの長期にわたる輸入実績を対象としてその平均運賃単価により通常運賃を算出する方法は、改正前の関税定率法四条三項所定の最近の輸入実績からは著しくか け離れ、できる限り最近の事例に限定して適正妥当な運賃を決定しようとする右条 項の趣旨、目的に照らし当を得ないものと解されるから、右の論旨もまた理由がな

うえに、当時すでに右貨物は外国貿易上いわゆる自由化品目に属していたものであ るから、右関税通脱額の本件貨物の価格への反映度が薄いことと相まち、本件各貨 物がその関税通脱のゆえをもつつて国内市場にもたらした悪影響は、存在したとし ても極くわずかなものであつたと推認されるところ、現に本件犯行後間のない昭和 四二年六月一日から施行の改正関税法(昭和四二年法律第一一号による)のもとに おいては、本件貨物と同種の貨物についてはすでに没収および追徴の規定が適用さ れなくなつているのである。他方右関税法規の直接の保護法益である国家の課税権 を侵害し国庫に与えた損害の点については、……逋脱税率が必ずしも高くないうえに、逋脱税額そのものも多額とはいいかたく、また国家の間接消費税である点にお いて、関税と同類の物品税、酒税、砂糖消費税等にかかるいすれの税法において その逋脱事犯に対し、その逋脱行為組成物件を右関税法におけるように没収な いし追徴する旨の規定をおいていないことを考え併せると、右国家の課税権の侵害 の点に着目して、本件における前判示の追徴を実質的に正当化することは困難であ る。さらにまた被告人らに対する懲罰の必要性の点をみるに、本件各事犯について は、所定の懲役刑および罰金刑の範囲内で処断して不足するような事情は認められ ず、他方右追徴を科して、右懲役刑ないし罰金刑を最低限度に抑制したとしても、 なお、被告人らの本件各事犯に対する刑事制裁としては、被告会社の一従業員とし て本件に加担した被告人B、同Cに対しては、もとより被告会社に対しても著しく 過重となるものと判断される」旨詳細な理由を列挙し、「本件事案において、被告 人三名に対する前記の追徴は、その実質的根拠と必要性の殆んで全てを欠くものと 断ぜざるをえず、結局被告人らに対し徒らに甚大、過酷な制裁を科する結果となる ものである以上、明文による直接の規定がないとはいえ、残虐な刑罰を禁じている 憲法三六条の規定の精神と法の基底とする正義と衡平の理念に照らし、かかる結果は到底容認されがたいものというべく、したがつて当裁判所としては、右関税法の 追徴の規定を適用して、被告人らに前記追徴の裁判をすることができない」との判 断を示し、被告人らに対しその追徴の言渡をしなかつたことは、いずれも記録上明 白である。

れ、却つて衡平性および法的安定性を著しく阻害する結果となりかねないから、右のような「刑罰阻却事由」なるものをもつて必要的追徴の規定を排除する法的根拠とはなし得ないものといわねばならない。もつとも、原判決がその判示するような理論を展開して被告人らに対して追徴を科さなかつたのは本件事案に限り具体的妥当性の見地から前記ーー八条二項の適用により高額な追徴金(逋脱税額に対する妥当性の割合は、原判示のように、別表(一)については最高約五二七倍、最低約一四二倍に達する)を科し、別表(二)については最高約二二九倍、最低約一四二倍に達する)を移入の代表の表の表の表の表の表の表にといるとが窺えるによるといるのと解するほかはない。

従つて、本件にあつては、被告人Bが別表(一)記載のような各輸入貨物につき、被告人Cが別表(二)記載のような各輸入貨物につきそれぞれ被告会社の業務について改正前の関税法一一〇条の罪を犯しかつその犯罪に係る貨物である各表「品名」「数量」欄掲記の物件がすべて処分されたためこれを没収できない場合に該当し、右一一八条二項の要件を具備するものである以上、これが必要的追徴の措置は止むを得ないものと認められるから、被告人らに対し検察官所論の前掲各金額につき追徴の言渡をしなかつた原判決には改正前の関税法一一八条二項の解釈・適用を誤つた違法があつて判決に影響を及ぼすことが明らかであるから破棄を免れない。論旨は理由がある。

よつて、刑事訴訟法三九七条一項、三八〇条により原判決を破棄し、同法四〇〇 条但書に従い次のとおり自判する。

(罪となるべき事実)

被告会社は、後掲各犯行当時、東京都千代田区a町b丁目c番地に本店事務所を、大阪市d区e町f丁目g番地にⅠ支店事務所をそれぞれ置いて貿易業務を営んでいたもの、被告人Bは被告会社本店の従業員として、同Cは、被告会社Ⅰ支店の従業員として各輸入業務を担当していた者であるが、鉛インゴトおよびその含有量が全重量の九七パーセントを超える亜鉛インゴットについては、課税価格が上昇するに従い関税率が低下することになつていたところから、右貨物についての課税価格が上昇するにより、差額関税を発表についておおいます。

「第二人」、 「第二人)、 「第二人」、 「第二人」、 「第二人)、 「第二人))、 「第二人)、 「第

第二、 被告人Cは、いずれも被告会社の業務について、北朝鮮から、鉛インゴット三一三・九六七ロングトン、その含有量が全重量の九七パーセントを超える正鉛インコット三〇〇ロングトンーを別紙修正別表(二)記載番号1ないし6のIおよびII 欄掲記のように輸入するにあたり、その輸入港であるM港に到着するまでに要する通常運賃の単価が一メトリックトン当り八・八〇ドルを超えるものでないのに、右貨物を運搬したK株式会社大阪駐在員をして、その都度、運賃は一ロングトン当り一三ドルとする各運賃請求書を作成させ、同年二月二五日から同年三月二九日までの間、前後六回にわたり、情を知らない税関貨物取扱人のU株式会社S支店の一社の係員を通じて大阪税関または同税関桜島出張所の係官に対し、右貨物の

輸入申告をするに際し、右内容虚偽の各運賃請求書を、他の通関関係書類とともに 提出し、その課税価格が同表Ⅲの課税価格欄掲記のとおり合計六五、〇五一、三五円であるのに、これが同表Ⅱの「CIF価格」欄掲記のとおり合計六五、九五 九、三四五円である旨過大に申告し、その旨誤信した同所係官から、同年同月三日 から同年四月一日までの間、前後六回にわたりそれぞれ輸入許可を受け、もつてい ずれも詐偽の行為により同表V「逋脱関税額」欄記載の各差額関税(合計四五三、 九五〇円)を免れたものである。

(証拠の標目) (省略)

(法令の適用)

原判示各法条(但し追徴に関する説示部分を除く)のほか、前記改正前の関税法 -一八条二項(本件各罪にかかる犯罪貨物は、現在においてもその所在が不明であ り、従つていずれもこれを没収できない場合に該当するから、検察官控訴趣意につ いて説示したように右貨物の犯罪が行われたときの価格に相当する金額(修正別表 (一)および(二)のVI「追徴鑑定額」欄の各合計金額)を主文四項掲記のとおり 追徴する)をそれぞれ適用して主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 原田修 裁判官 大西一夫 裁判官

龍岡資晃) 修正別表

<記載内容は末尾1添付>